

## 駐車場利用約款

当駐車場の利用に関する事項は本規定によるものとし、当駐車場の利用者は、この規定を遵守するほか同乗者にもこの規定を守らせる義務を負います。また、当駐車場は公に通行を承諾しておりませんので、駐車場内を単に通行する者もこの規定を遵守して頂きます。(以下、利用者・同乗者・通行者を併せて「利用者」といいます。)

### 1. 駐車スペースの提供

当駐車場は短時間駐車するためのスペースを有償にて提供することを目的とするものであり、車両及び積載物を管理・保管するものではありません。また、当該目的以外の用途では利用できません。

### 2. 管理者の免責

- ロック板や車止め等が車両に接触したことに伴う損傷やロック板が上がっている時のドア開閉による損傷等については一切責任を負いません。
- ロック板が上がっている時または精算時や出庫時に、運転者以外の乗車や荷物の積み下ろしを行ったことによるロック板の噛み込みや車止め等の設置物への接触に伴う損傷等については一切責任を負いません。
- 駐車場内での事故や盗難、トラブル等(駐車場内設置物等によるものを含みます。)については一切責任を負いません。また、それらに起因して被った待ち時間や機会損失等の補償、及び管理者(以下、管理を委託された者を併せて「管理者」といいます。)の承諾を得ない場合の移動に伴う交通費の補償は一切致しません。
- 駐車場内における車両及びその積載物の盗難・紛失・毀損については一切責任を負いません。
- 他の利用者もしくはその他の第三者の行為に起因して被った損害、または駐車場内に存在する車両もしくはその付属物や積載物に起因して被った損害、不正駐車による抗力妨害、その他不可抗力の事象発生に伴う損害については一切責任を負いません。
- 天災地変、自然災害、戦乱、暴動、その他不可抗力事象発生に伴う損害については一切責任を負いません。
- 本規定に基づいた管理者の行為により被った損害については管理者の故意または重大な過失によるものを除き一切責任を負いません。
- 本規定に反することにより被った損害については一切責任を負いません。

### 3. 駐車することができる車両

- 当駐車場に駐車できる車両は、乗員、付属装着物及び積載物を含めて下記の基準に該当する車両に限るものとし、これ以外の車両は駐車できません。但し、駐車場内に下記以外の基準を設けている場合は、その基準にも従うものとします。

#### ① ロック式駐車場またはゲート式駐車場の場合

全長	全幅	全高	最低地上高	総重量
3.3m以上5.6m以下	1.3m以上2.1m以下	2.1m以下	15cm以上	2.5t以下

#### ② ロック式駐車場またはゲート式駐車場の軽自動車枠の場合

全長	全幅	全高	最低地上高	総重量
3.3m以上5.6m以下	1.3m以上2.1m以下	2.1m以下	15cm以上	2.5t以下

#### ③ その他機械式またはタワー式駐車場の場合

駐車場内に掲出の車両制限表等をご確認ください。

- 前項の基準に該当する車両であっても、以下のような車両は駐車することができません。
  - 車両入庫認識装置を避けて駐車できる車両。
  - 最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない恐れがある車両。
  - オートレベリング機能を有し、車両高が変化する車両。
  - エアロパーツ(純正品を含みます。)の装着、または車両の形状や構造等により、機器との接触で障害を起こす恐れがある車両。
  - 最低地上高が乗車や積載後15cm未満になる車両。
  - 無登録車や車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両、仮登録中など車体の特定が困難な車両、その他盗難車や違法改造車、自力走行できない車両。
  - 大型特殊、建設用特殊等、特殊な用途の車両で施設等に損害を発生させる恐れがある車両。
  - 自動車登録番号がない、または覆いがされており車両の判別ができない車両。
  - 自動車登録事項の変更があるにも関わらず変更登録手続きが済んでいない車両。
  - 付属装着物等の接触等により駐車場施設もしくは機器または他の車両(利用者を含みます。)に損害を及ぼす恐れがある車両。
  - 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害する恐れがある物を積載した車両。
  - 特に駐車できる旨の掲示がされていない場合の自動二輪車(側車付を含みます。)、原付自転車、小型特殊自動車。
  - 過去に管理者が運営する駐車場において不正利用した利用者の車両。
  - その他駐車場管理上支障のある車両。

### 4. 駐車料金等

- 利用者は、掲出した料金体系及び料金額により、駐車時間に応じた駐車料金を精算機にて使用可能な金種でお支払い頂きます。
- 駐車料金を算出するための駐車時間とは、ロック式駐車場の場合は、車両入庫時点から精算までの時間、ゲート式駐車場の場合は、駐車場内への入庫時の駐車券発行から出場時の駐車券の回収までの時間とします。
- 駐車位置番号を確認の上、駐車場内の定めに従い、備付けの精算機、支払い機等によりお支払いください。
- 駐車位置番号を間違えて精算した場合の返金、または途中精算での返金等は一切致しません。なお、この場合、再度正しい駐車位置番号の料金をお支払いください。
- ロック板やゲート機等の状況にかかわらず、精算手順に従った精算行為を行なってください。
- 釣銭切れ、または機器の故障等により釣銭が払出されなかった場合は、後日郵便小為替等にて返金致しますので、領収書または預かり書等を保管し、緊急連絡先へご連絡ください。但し、領収書または預かり書等の確認ができない場合や出庫から24時間以上経過した後に依頼した場合は返金致しません。
- 領収書が発行されなかった場合は緊急連絡先へご連絡ください。後日郵送にて対応致します。
- 料金体系及び料金額は事前に告知することなく変更する場合があります。

### 5. 駐車時間の限度

当駐車場の駐車時間は最長48時間とします。但し、事前に管理者に承諾を受けた場合、または駐車場内に他の駐車制限時間が掲示されている場合はこの限りではありません。

### 6. 駐車券の紛失・取り忘れ

ゲート式駐車場において利用者が駐車券を紛失した場合、または発券機から取り忘れた場合は、精算機の紛失ボタンを押して表示される金額をお支払いの上、出場して頂きます。また、管理者が駐車時間を確認し、その駐車料金が精算機の紛失ボタンを押して表示される金額を超えるときは、その駐車料金をお支払頂きます。

### 7. 不正利用

下記の場合は不正利用と判断し、諸費用と駐車料金の他に反則金として5万円をお支払い頂きます。また、車両への警告書貼付、警察への通報、タイヤロック等で施錠する場合があります。なお、タイヤロックの解除は管理者指定の日時に行います。

- ①本規定に反する行為。
- ②駐車方法によってロックや課金を免れる駐車。
- ③料金精算前の出庫及び出庫未遂。

### 8. 禁止行為

- (1) 飲酒や薬物を使用しての利用。
- (2) アイドリングや空ぶかし、大音量でのカーステレオの使用、乱暴なドアの開閉、大きな話声、その他近隣への迷惑となる行為。
- (3) 駐車スペース以外の場所への駐車及び車室枠を跨ぐ駐車。
- (4) 駐車以外の用途での立入り、月極駐車枠等への駐車枠及び立入り、駐車場内での宿泊や洗車。
- (5) ゴミの放置ないし投棄、喫煙、火気類の使用、大小便等の不衛生な行為。
- (6) 精算以外での機器や施設類への接触や悪戯、許可のない看板や貼紙等の設置。
- (7) 駐車場内における営業、演説、宣伝、募金、署名活動等、駐車以外の行為。
- (8) 駐車場満車時を含めて駐車場内や入口付近での駐車待ちおよび入場待ち。

### 9. 放置車両の取り扱い

- (1) 管理者の承諾なく規定時間を超えて駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対する通知または駐車場内における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、もしくは引取ることができないとき、または管理者の重大な過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は自動車検査証に記載された車両の所有者及び使用者(以下「所有者等」といいます。)に対して通知または駐車場内における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、所有者等がこれを引き渡すことができるものとします。この場合において利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して何らの異議または請求を申し立てないものとします。
- (3) 前二項の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理者は所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 管理者は第1項の場合において、利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含みます。)を調査することができるものとします。
- (5) 管理者は第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知または駐車場内に掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (6) 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、または、管理者の重大な過失なくして利用者及び所有者等が確認できない場合、利用者もしくは所有者等に対する通知または駐車場内における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告にしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告した日から3か月を経過した後、利用者もしくは所有者等に告知し、または駐車場内において掲示して予告した上で車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において車両の売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含みます。)に満たないことが明らかである場合は、利用者もしくは所有者等に通知し、または駐車場内において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (7) 前項の規定により車両を処分した場合は、滞滞なくその旨を利用者もしくは所有者等に対し通知または駐車場内において掲示するものとします。
- (8) 第6項の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払を請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

### 10. 利用者の賠償責任

利用者が本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合、または故意もしくは過失により駐車場内の設備や機器を損傷させた場合は、それにより管理者が被った損害(その結果当駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合の遺失利益を含みます。)を賠償して頂きます。損害賠償及び修繕、調査等による諸費用、駐車料金等については、利用者へ請求させていただきます。利用者が特定できない場合は、所有者等に請求させていただきます。

### 11. 遵守事項

利用者は、以下の事項を遵守して頂きます。

- (1) 入庫・出庫の際は駐車場内の安全、及びロック板が下がっていることを必ずご確認ください。
- (2) 駐車場内は時速5km以下で徐行し、他の車両や歩行者、障害物等に注意してください。
- (3) 空車であっても、ロック板が上がっている場合、カラーコーンやロープ等で封鎖している場合、または車止め等の駐車場内設置物が損傷し障害となる場合は入庫しないでください。
- (4) 駐車時は必ずエンジンを停止してください。
- (5) 車両から離れるときは貴重品を車内に放置せず、窓を閉め、ドア及びトランクを施錠し、盗難防止に努めてください。
- (6) ロック板の噛み込み、車止め等の駐車場内設置物への接触による車両の損傷等が生じないように、駐車中または精算時や出庫時に、乗車や荷物の積み込みはしないでください。
- (7) 機器トラブルにより入庫に障害がある場合は、速やかに駐車場内掲示の緊急連絡先にご連絡ください。
- (8) ロック板が下降しないときは、ジャッキ等の器具を使用して出庫して頂く場合がありますので、無理に出庫しようとはせず、管理者の指示に従ってください。
- (9) 機器や施設、他の車両もしくは他の利用者を損傷させた場合は、直ちに駐車場内掲示の緊急連絡先にご連絡ください。
- (10) その他、駐車場内の注意看板や掲示物に記載されている内容を遵守してください。
- (11) 工事・催事等の交通規制により、車両の入庫が制限される場合は、その制限に従ってください。
- (12) 停電時や停電復旧後の機器不具合発生時で入庫できない場合は、停電及び機器不具合の復旧後に入庫してください。

(13) 上記の他は、管理者の指示に従ってください。